

○横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例

令和8年3月6日

条例第3号

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、省エネルギー型住宅による生活の体験を通じて、町民の住環境に対する意識の向上、移住及び二地域居住の促進を図るとともに、災害時における応急住宅等として活用することにより、持続可能かつ安全安心なまちづくりを推進するため、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅(以下「体験住宅」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体験住宅の名称、通称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅
- (2) 通称 まるっと横瀬体験住宅
- (3) 位置 横瀬町大字横瀬1995番地1

(事業)

第3条 体験住宅は、次に掲げる事業の利用に供するものとする。

- (1) 断熱体験事業 町民による住宅の断熱性能の体験を目的とする事業
- (2) 移住体験事業 移住希望者及び二地域居住希望者による移住体験を目的とする事業
- (3) 災害対策事業 移動可能な応急住宅による災害時の応急住宅等として活用する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業

(管理運営)

第4条 体験住宅は、町がこれを管理運営する。

(休日)

第5条 体験住宅の休日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用対象者)

第6条 利用の対象となる者は、別表のとおりとする。

(利用の許可)

第7条 体験住宅を利用する者は、あらかじめ町長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 移住体験事業については、断熱体験事業を優先し、その他の事業がないと認められる日に、利用を許可するものとする。

3 町長は、前項に規定するもののほか、許可をするに当たり、体験住宅の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 町長は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体験住宅の利用を許可しないものとする。

(1) 利用する事業に違反すると認められるとき。

(2) 体験住宅における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 体験住宅の建物、設備及び備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認められるとき。

(利用許可の取消し)

第9条 町長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、利用の許可を取り消し、その利用を停止させ、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。

(3) 第7条第3項の規定に違反したとき。

(4) 前条の規定に違反したとき。

(5) 公益上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用者に生じた損害に対しては、町はその責めを負わない。

(利用期間等)

第10条 体験住宅の利用時間及び利用期間は、別表のとおりとする。

(使用料等)

第11条 体験住宅の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する使用料の納付については、別に定めるものとする。

(使用料の減免)

第12条 町長は、公益上必要と認めるときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責任でない事由により利用ができなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、体験住宅の利用が終わったとき又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに原状に復し、返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により建物、設備及び備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第16条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いていた場合を除き、体験住宅内又は体験住宅に係る敷地内で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(指定管理者による管理)

第17条 町長は、第4条の規定にかかわらず、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体験住宅の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により、指定管理者に体験住宅の管理を行わせる場合においては、第5条第2項中「町長が必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て」と、第7条、第8条及び第9条第1項中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、第9条第2項及び第16条中「町」とあるのは、「町又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとする者の申請により行う。

- 2 町長は、次に掲げる基準を満たす者のうち、最も適切な管理を行うことができると認められる者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 体験住宅を利用しようとする者の平等な利用を確保することができること。
- (2) 体験住宅の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。  
(管理の基準及び協定の締結)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に体験住宅の運営を行うこと。
- (2) 体験住宅の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の管理の適正を期するため必要な事項

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第20条 町長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に体験住宅の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、指定管理者が別表の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ利用料金について町長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第21条 利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 町又は指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第23条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 体験住宅の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責任でない事由により利用ができなかったとき。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第6条、第10条、第11条、第20条関係)

| 事業     | 区分   | 利用時間及び利用期間 | 使用料    | 利用要件等   |
|--------|------|------------|--------|---|
| 断熱体験事業 | 宿泊   | 1泊         | 5,000円 | 1 利用者は、町内に住所を有する同一の世帯に属する4人以内の者とする。ただし、現に同居し、若しくは同居しようとする親族である者等、町長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。<br>2 1回の利用は1泊までとし、同一年度内に2回限りとする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。<br>3 使用料(利用料金)には、消費税及び地方消費税を含むものとする。 |
|        | 宿泊以外 | 午前9時～午後5時  | 無料     | 1 利用者は、町内に事業及び活動の拠点を有する団体又は行政区等とする。<br>2 利用は、同一年度内に1回限りとする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。  |

|            |    |         |         |  |
|------------|----|---------|---------|--|
| 移住体験<br>事業 | 宿泊 | 6泊      | 40,000円 | <p>1 利用者は、秩父圏域(横瀬町、秩父市、皆野町、長瀬町及び小鹿野町をいう。)以外に住所を有する者で、4人以内の同一世帯単位とする。ただし、町長が特別な事情があると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>2 体験住宅の利用期間は、30泊以内とし、同一年度に1回限りとする。ただし、町長が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料(利用料金)には、消費税及び地方消費税を含むものとする。</p> |
|            |    | 7泊～20泊  | 50,000円 |  |
|            |    | 21泊～30泊 | 60,000円 |  |